

## 「①第 571 回広島地方最低賃金審議会」及び 「②令和 8 年度第 1 回専門部会」の開催について

標記審議会等下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申し込みください。

### 記

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 28 日（火）①10 時、②13 時 30 分
- 2 会 場 広島市中区上八丁堀 6－30  
広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室
- 3 議 題 ① 広島県最低賃金改正決定に係る諮問等  
② 令和 8 年度広島県最低賃金の改正決定について
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 募集要領

- (1) 傍聴希望者ごとに、住所、氏名及び電話番号を記入した書面（別紙「傍聴申込書（記載例）」参照）を広島労働局労働基準部賃金室へ直接提出されるか、電子メール又は郵送にて下記のあて先までお申し込みください。

**申込締切日時は令和 8 年 7 月 21 日（火）17 時 15 分とします。**

郵便の場合：〒730－8538 広島市中区上八丁堀 6－30 広島合同庁舎 2 号館 5 階  
広島労働局労働基準部賃金室あて

電子メールの場合：[hiroshingikai@mhlw.go.jp](mailto:hiroshingikai@mhlw.go.jp)

- (2) **本審議会等は、日時及び会場が変更となる場合があることをご了解のうえ、お申し込みください。**
- (3) 傍聴を申し込まれた方には、後日電子メール又は郵送により通知状を送付しますので、当日、通知状を持参してください。  
※ 会場の収容人数に限りがございますので、傍聴希望者が多数の場合は、抽選とさせていただきます。
- (4) 当日は、審議会開始時刻の 10 分前までに会場にお越しください。  
開始後の入室は認められませんので、ご注意ください。  
当日は、ご本人であることが確認できる「免許証」、「健康保険証」等を持参してください。
- (5) **審議内容・議事の進行状況等により、一部非公開となることがありますので、ご了承ください。**
- 6 その他
  - (1) 傍聴される際は、別添の遵守事項を厳守してください。
  - (2) 車椅子でお越しになられる方は、その旨をお申し込みの際にお書き添えください。介助者が同伴される場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

## 傍聴申込書（記載例）

※ 傍聴を希望される審議会等を記載してください。両方の傍聴を希望される場合は以下の記載例を参考に記載してください。

（記載例）

令和8年7月28日（火）に開催される「第571回広島地方最低賃金審議会」及び「令和8年度第1回専門部会」の傍聴を希望します。

[〒            ー            ]

住 所        : \_\_\_\_\_

氏 名        : \_\_\_\_\_

電話番号     : \_\_\_\_\_

メールアドレス     : \_\_\_\_\_

（※電子メールで申し込みを希望される方のみご記入ください。）

# 審議会傍聴に当たっての遵守事項

広島地方最低賃金審議会

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号に着席し、みだりに自席を離れないでください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は、ご遠慮ください。
- 5 審議会の内容について、SNS等（フェイスブック、ツイッター、ライン、ブログ及び掲示板等）への掲載は、ご遠慮ください。
- 6 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は、謹んでください。
- 7 審議における言論に対し、賛否を表明したり拍手をしたりすることはできません。
- 8 プラカード、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは、会場内には持ち込めません。
- 9 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は、会場内で着用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴は、お断りいたします。
- 11 その他、会長及び広島地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者はその者を退場させることがあります。